

沖縄における「ヤマト化」についての予備的覚書： 歴史的 Understanding のために

石田, 正治
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/2003>

出版情報：法政研究. 61 (2), pp.149-190, 1994-11-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

沖縄における「ヤマト化」についての予備的覚書

—— 歴史的理解のために ——

石 田 正 治

はじめに

一 琉球王国の疲弊——波平事件

二 内憂外患

三 薩摩支配下の改革

四 協力体制

五 王府と民衆——サンシー事件

おわりに

はじめに

国民国家とよばれる近代中央集権国家が姿をあらわしはじめから、ほぼ二世紀がすぎた。現代世界の激動は、この国家形態の合理性に疑問符をつけるところにまで至っているが、きたるべきあらたな形態は、まだ闇のうちに隠れている。直接には見通すことができないその闇のなかに未然の姿をみるためには、われわれの経験してきた国家形態がどのような必然性をもって存続してきたかを、あらためて検討することが必要であろう。まず、国民国家という形態をどのように定義するか。きわめて抽象的に言えば、それは、形式的に平等な人間が単一の政治権力のもとに凝集し、一義的に確定された国境の内部に構成する制度化された組織ということになるであろう。しかし、この規定はあきらかに静態的で不十分である。それは、人間を国民にするもの、つまり、人間を国民として国境のなかに留まらせる力については沈黙している。一体、なにが人を単一の政治権力のもとに凝集させるのか。個々の人間を単位とするのではなく、人間の地域的集団を単位にとれば、この問題は、周辺地域を中央権力に結びつけるものは何か、という問いの形に言い換えることができる。この問いを、理論的にとりより歴史的な実態に即して考えてみるのが、本論の課題である。もとより、この課題は一片の論文で果たすことができるものではないが、一歩でも理解を深めることはできよう。

本論文においては、沖縄をケースとしてとりあげることとする。周辺地域としての沖縄と日本本土との関係を考察しようというのである。沖縄は、日本本土、すなわちヤマトの政治権力にたいして長い従属の歴史をもち、なお、第二次世界大戦以後は、アメリカ軍政下で苦渋にみちた経験を重ねてきた。沖縄が軍政下にはいること自体は敗戦後の日本政府に左右できることではなかったにせよ、独立が回復された後にも、日本政府は積極的に沖縄を米軍統治から

解放するように働きかけはしなかった。ヤマトが、対米協調を基本として戦後復興をとげ、さらなる発展を遂げる一方で、沖縄は膨大な基地群を抱え込み、自律的な経済発展のための条件を欠いたまま、祖国復帰をむかえることになったのである。そして復帰後は、一方で広大な基地が存続し、他方で圧倒的に優越したヤマト資本が流入することによって、沖縄の地場産業の成長はいまだに困難な状態がつづいている。県議会の内部で、「復帰するとしても、沖縄側に十分な準備期間が必要だった。その意味で、復帰は尚早であった」という声が聞かれるのは、現状のこのような厳しさを反映したものと考えられる。沖縄は、戦後の日本が、一方でアメリカのアジアにおける強力な軍事的同盟国であり、他方で平和国家という建前をかかげた高度工業国として発展することの矛盾を、もつとも集約的に担うという役割を押しつけられてきたのである。その意味で、沖縄は日本におけるもつとも典型的な周辺地域であり、日本国家の内部で機能している凝集力を測るには最適の場であると言える。

そのような凝集力は、現在の沖縄社会では、ヤマトの社会慣習や生活習慣を普及しようとする風潮として表現されている。それは、顕著な社会的傾向という意味で、「ヤマト化」傾向と呼ぶに値するほど一般的だと思われる。それは、沖縄戦のなかで住民に強いられた多大の犠牲や、スパイ狩りの名目でおこなわれた日本軍の蛮行からは、理解しがたい。このような傾向は、日本復帰後の一〇年間はまだこれほど顕著ではなかったようである。実際、一九七二年の日本復帰以後は日の丸や君が代にたいする反発は激しく、一九八五年の入学式における国旗掲揚率は小・中・高いずれをとつても、数パーセントを越えていないし、国歌にいたってはまったく斉唱されなかった。しかし、一九九〇年の入学式ではその数字が一変して、国旗の掲揚は小・中・高いずれも一〇〇パーセント、国歌の斉唱率もすべて九〇パーセント以上と、全国でも最高水準に達した¹。この変化の著しきは、文部省の指導の強力さをしめすものであるが、しかし、それだけでは説明がつかないのではなからうか。そこには、国旗や国歌にたいする民衆の反感の減衰

が反映されているとしか考えられまい。

ここに挙げたものは一例にすぎない。沖縄社会のいたるところで、このような「ヤマト化」が、沖縄戦を体験し、あるいは追体験した人々の胸中に、おそらくは刻み込まれているであろうヤマトにたいする反発や嫌悪をも、押し流すようにして進行しつつある。なぜ周辺地域が中央の政治権力にむかつて凝集していくのかという問いは、こうして、なぜ沖縄で「ヤマト化」が進行するのかという問いに具体化される。しかし、ここまで具体化しても、それは容易に答えることができないものではない。それは、分析手法としては、政治学から経済学、社会学をふくみ、時間的な幅からしても、すくなくとも近世から現代までをふくむ問題だからである。本論文は、この問題に接近するための筆者の最初の試みとして、「ヤマト化」の歴史的背景を概観しようとするものである。そこにおける問題は、ヤマトと沖縄の関係があらたな質に転換する幕末から明治維新の時期に、なぜ琉球王国が独立の国民国家へ脱皮しなかったのかということに限定される。

なお、以下の行論においては、特に定義しなおさないかぎり、北海道、本州、四国、九州とその沿岸に存在する島嶼をふくむ地域を「ヤマト」とよび、首里王府の支配地域を「沖縄」とよぶことにする。また、「幕藩制国家」という表現は江戸幕府の支配体制をさし、「琉球」という呼称は首里王府の支配システムを指すものとする。「日本」という呼称は、ヤマトと沖縄を包摂する中央集権国家にのみ適用する。

一 琉球王国の疲弊——波平事件

ヤマトの沖繩支配は、周知のように、一六〇九年に薩摩藩がおこなった琉球侵略に端を発している。この侵略は、一六世紀末に全国统一をはたした豊臣政権の東アジアにたいする膨張運動の一環として発想された。当時、琉球は明の冊封をうける属国であり、日本からは独立した、東南アジアに広がる交易圏をもつ王国として存在していたのである。薩摩の島津氏の軍事行動のまえに琉球王国は短期間で降伏し、徳川幕府の間接的な管理のもとで薩摩藩に従属することになった。その結果、王国の石高一万三〇〇〇石のうち、その二割強をしめる奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島を、島津氏の蔵入地とされて、八万九〇〇〇石にまで歳入を削減され、さらに島津氏にたいする貢納を義務づけられた。貢納は当初は特産物による物納であったが、一六一七年以降は石高に比例した銀納、すなわち石別出銀とされ、一六一八年のそれは銀一〇〇貫にのぼった。島津氏は、「出物賦課率の操作次第で、琉球に対し常に確実な収奪を行える」ことになった。²⁾ 薩摩にたいする敗北によって琉球王国がこうむった損失はそれだけではなく。琉球は、中華帝国にたいしては冊封をうけた属国という形式を保たされたが、幕府の鎖国政策のなかに組み込まれる形で、対外貿易に大きな制限を課されることになったのである。紙屋淳之は島津によって琉球王国に課された制限についてつぎのように述べている——「琉球は日本の薩摩以外の他国への商船派遣を禁止された。中国との進貢貿易は島津氏が注文する品物以外の購入を禁ぜられ、それら品物の売却は島津氏の『判形』¹⁾ 琉球渡航許可証を携行して渡琉する日本商人にたいしてのみ許された。その結果、琉球は唯一日本との経済的關係が中国との進貢貿易を成立させる前提条件となり、それによって初めて国家としての再生産を維持できたことになった。³⁾」

薩摩のこのような支配下で、琉球王国は急速に疲弊した。それがいかに深刻なものであったかは、一六六七年に島津氏の示唆によって摂政となり、国政立て直しにとりくんだ大政治家向象賢の「口上覚」の一節をみても明らかである——「大和之御手内ニ成以後四五拾年以来、如何様御座候而國中致衰微候哉、蔵方於此方過分借物出来年增多罷成

候付、可仕様無御座候⁽⁴⁾（傍点は筆者）。向象賢は一六七五年に死去し、一八世紀にはいつてもう一人の大政治家である蔡温があらたな改革をおこなった。二人の偉大な政治家の改革によって一定の成果はあがったが、ヤマトの収奪と制約によって窮乏せざるをえないという琉球王国の状況は変わりようもなかった。蔡温が一七五二年に辞任したのち、王国の矛盾は一層拡大し深化した。金城正篤は、一八世紀後半から一九世紀前半にいたる時期、「農村の疲弊化が一段と進行し、深刻の度を加えた」と指摘している。彼が根拠として引用しているのは、琉球王国の正史『球陽』に頻出する農村状況の記述である。その一つをそのまま転載すると——「真和志郡（間切）国場村は……（一七九六・一七九七年の）大荒を経てより以来、諸凡の貢税多く拖欠するものあり。昔かつて畝を受くる（地割配当を受け）た）人数は百六十人ありしも、内四十一人は今すでに身を売る。其の余の人数も亦ただ力を食んで（力仕事をし）て）生を過すのみ。各貢賦に至っては力の弁ずべきなく、其れ窮乏を極む。是に於て村中銅錢五万四千六百貫余文を借貸して、既に諸凡の貢賦を納む。現在の人数もて各公役を兼ねれば、力を農務に尽し難く、年を逐うて苦疲し、前項（の借錢）を償還するの術無し、百姓は其れ怠慢を極む」。金城は、この記述が意味するところをつぎのように解説している——「（ここに書かれているのが）情容赦なくおそいかかる苛烈な収奪にさらされて、生産意欲までたたきつぶされた農民の姿でなくて何であろう。農民は全余剰生産を収奪されたばかりでなく、単純再生産さえできないまでに過重な諸負担に圧しつぶされ、身を売り借金を積んで年貢を弁ずる『納税奴隷』の境地に呻吟させられ、あげくのはては生活そのものの破壊と一家離散・村落離散の状態にまで追いこまれていったのである⁽⁵⁾。王国の版図を構成する地方組織である三五の間切とそれに属する四三一の村のいたる所で、このような窮乏化が進行し、共同体全体の再生産構造が崩壊する「間切倒」「村倒」と称する事態までがおこるようになったのである。

農村の窮迫は沖繩本島においても深刻であったが、王国の内国植民地としての性格を負わされていた宮古・八重山

の農民の状況は、一層悲惨であつた。彼らは「島津、首里王府の二重の苛酷な収奪に圧しつぶされていた」のである。⁽⁶⁾ 沖縄県令上杉茂憲は、「旧慣温存」の方針によつていまだに琉球王国の国内法が有効であつた一八八一年に、県下視察の途上、宮古島にもたちより、農民の生活についてつぎのように記している——「士は遊食し、民は圧政に勞苦すを以て常となす。且つ随て士民貧富の別あり。今日平民の状況たるや、豚児を懐にし畜犬と座を同ふする、固より怪しむに足らず。居るに床なく、寝るに衾なし。其屋僅かに雨露を凌ぐに止まるのみ。其現況、実に名状すへからず。印度の土人も宛なからは優るへしと想像せられたり」。⁽⁷⁾

宮古島のこのような窮状をもたらした主要因の一つは人頭税である。この税制の苛酷さは、三万五〇〇〇の島民で三四〇名余りの旧士族の「島民生活の度より比較する時は実に莫大な」俸給を支えるという必要に由来してゐた。⁽⁸⁾ 上杉の報告書の一二年後、宮古島の農民が衆議院議長星亨にあてた人頭税の廃止をもとめる嘆願書は、この税制度についてつぎのように訴えている——「租税の賦課法は財産の多寡に依らざる処の人頭税にして、然も物品にて納めしむるにあり。粟を以て主となし即ち男女各一人に付、一ヶ年粟若干と云ふにありて、各村に依りて税額同しからず。……又粟の外に織物類も租税の一部分にして……内地の人民に比すれば実に苛酷過重の租税を負担せり。宮古島に於る上畑の収穫は一反に付凡粟三斗にして中畑は式斗五升、下畑は式斗前後なり。而して上男一人に付五反を耕し得るに過ぎず。然るに大抵の家は少なきは粟五六俵（二〇〜二四斗に相当——筆者）多きは十六七俵（六四〜六八斗——筆者）納税せざるべからず。故に一歳収穫の粟を挙げて悉く納むるも猶ほ不足を告げるもの多し。或は其畜ふ所の馬を売り豚を鬻ひて納税の不足を補ひ、納むる能はずして為に縊死するものあり。……」。⁽⁹⁾ このような税負担の苛酷さを農民に耐えさせ、それが耐えられなくなれば死を選ばざるをえない状況に追い込んでいたのは、「足車科、鞭科、策牢込、蔵込、寺入」という凄惨な制裁による強迫であつた。⁽¹⁰⁾ 琉球処分以前の宮古農民の状況が、このような旧慣温存

期の状態よりすこしでも寛やかであったと考える理由はない。

しかし、事態を改善することは、一九世紀前半の宮古島の支配階層の力を越えていたし、彼らにはそのような意図もなかった。それどころか、各村に割り当てられる人頭税の額を不当に増大させて、役職者が私欲を満たすというこゝとまでがおこなわれた。稲村賢敷の『宮古島庶民史』が「割重事件」として取り上げているのが、これである。事件の発覚は一八四八年だが、『庶民史』はつぎのように述べて、このような事態はほぼ恒常化していたものと推測している——「人頭税賦課については毎年五月朔日限り蔵元政庁において（首里王府から派遣されている）在番（各間切の）頭、（検察を担当する）惣横目列座の上、各村役人及び百姓代表の大主、うやいやと称する者（顔役）も入れて各村割の人頭税が決定されるので……各村役人だけでは出来ないで百姓代表の諸役の者も共謀馴合いの上でなければならぬ筈である。然もこれが全島十数ヶ村に亘って犯人を出したのであるから其年だけの一時的事件でない事は明らかであつて……」¹¹。各間切の頭職と村役人、有力な百姓の馴れ合いによる腐敗は、支配体制の奥深くにまで進行していた。ふたたび『庶民史』の記述を引用すると——「吏道の腐敗、上層官吏の奢侈と横暴に対して一般官吏の貧困と経済的破綻は救うべからざるものがあり、賄賂公行し、役得、所望、村賦等の不正行為は公然と行われ寡頭政治と閥族政治の弊害が暴露されて居る。百姓の中でも幹部は役人と共謀して私利私欲を計り、一般百姓は自暴自棄して騒擾事件頻出し貢租未進は逐年増加するというのが当時の世相であつた」¹²。支配層総ぐるみの不正の噂は農民のあいだにひろがって「到底黙視し難い状態」になり、取締りの任にあたる惣横目が首里王府の介入を要請して捜査がおこなわれ、高位の役職者一三名が役職を剝奪されたうえで流刑に処された。しかし、関係者の処罰だけで、頭職等の権力者が下級官吏から公然と賄賂を受け、下級官吏はその管轄する村で公課外の負担を課して私腹を肥やし、役人にたいする不信から農民の騒擾事件が頻発するという事態が改善されたわけではなかった。このような事態が、臨時の出費を

まかなうためには地方統治組織の幹部であった与人（ゆんちゆ）以上の役職者に抛出を強制せざるをえないほど、首里王府自体が窮乏していたということに由来していたからである。

薩摩によって首里王府に課せられた負担は、首里の王城から地方の権力者に転嫁され、権力者からより下級の役人に転嫁され、最終的に農民のうえに押しつけられた。矛盾は、首里からの距離に比例して重く深く、下層へ下層へと沈み込んでいったのである。この絶望的な情況のなかで、突破口を見いだそうとして懊悩する者がいなかったのではない。その一人、島尻間切の与人波平恵教は「聡明豪胆」で「文章と筆跡に於いては島内並ぶ者がなかった」人物であったが、彼は、ヤマトの直接支配下にはいることで首里と薩摩の二重支配を解消しようとした。¹³ この発想はそれ自体、村役人の筆頭に位置する与人として村の実態を熟知していた波平の、支配体制の腐敗ぶりにたいする絶望と怒りの深さをしめすものであろう。波平は、一八六〇年、宮古島に渡来していた薩摩商人に託して薩摩藩庁あての訴状を送ろうとした。『沖繩県史』が収録するこの訴状の内容はつぎのとおりである——「一、琉球国は小国にして、大国の間に介在し諸政行ひ難く、常に財政窮乏し、上はこれ下を恵まず、下はこれ貢納に急にして、自ら困憊す。治積頓に挙らず、庶民政に安んずる能はず、偏に大国に帰趨附庸の急なるを覚ゆる也。一、当島は往古自立の政を行ひ来たりしものにて、与那覇勢頭、中山（首里王府——筆者）に服属の途を講ぜしより、其の属領となりしも、用語と云ひ、先祖の由来と云ひ、寧ろ大和に近きものなれば、下々の者皆大和を以親国と云ひ、これに属するを喜ばずと言う者あらざる也。一、希くは、此の素懐を大和親国の高官に致し、談合折衝の宜しきを得、悪政に困弊する島民を公道の下に救い給はば、衆庶靡然として、聖天の徳化に服すべきや必せり」¹⁴。『宮古島庶民史』は、波平の行動を「封建政治下にあつては実に思い切つた大胆不敵の行動であると共に、又半面には当時の状勢を洞察して、これを救済するに一大革新の政治を必要とする事を述べたのは実に達識の人であつたといわねばならない」と評価している。¹⁵

しかし、この訴状は薩摩藩には届かず、首里王府の官吏の手に入った。王府はこの訴状を宮古に送って執筆者を探索するように厳命した。『庶民史』はこの探索の模様をつぎのように伝えている——『最初の調査は筆跡鑑定に始まり頭職以下全役人その他一般有識者の筆跡を鑑定した結果容疑者として二十数名の者が挙げられたので、(檢察任務を担当する)小与役所は立錐の余地なき迄に超満員となり、臨時に職員を増員して昼夜警戒を厳にするとともに、言語に絶する拷問が行われた』。波平自身は、容疑者として召喚された時にすでに覚悟をきめており「親戚を集めて盛宴を張り妻子とも別離の盃を取り交わしたと伝えられ」、最初から自白していたが、官吏は「斯かる大胆な行動」が単独でおこなわれたとは考えず、共謀者を探り出そうとして、多くの人間を拷問にかけたのである。捜査は長引き、ついに首里から係官が派遣されて、一八六二年になってようやく波平の単独行動と認定された。波平は三年牢込のうえ斬罪という決定をうけ、入牢期間を終えると平良の町中を馬にのせて引き回されたうえ首をはねられた。『庶民史』は彼の最後を、「彼は最後まで悠々として騒ぐ事なく首斬人に対しては顎を上げて此処をと示す程の豪胆さを示したと伝えている」と述べている。¹⁶波平を英雄化したかのような『庶民史』の記述が、かりに島民のあいだの言伝えによるものだとすれば、島民は、封建的共同体の不文律にしたがって、波平の係累にたいして絶縁し「実に冷酷な社会的制裁」を加えながらも、彼の行動にはひそかに拍手を送ったのかもしれない。いずれにしても、一九世紀の半ば、宮古における琉球王国の支配体制は、その体制の一翼をになつていた波平をして命懸けの非常行動に出さしめるところにまで、矛盾を深めていた。

二 内憂外患

琉球王国の矛盾が農村の深刻な疲弊として表れはじめた一八世紀の後半は、ヤマトにおいても、百姓一揆が頻発し幕府の権威が低落して、幕藩体制が大きく動揺していた時期でもあった。政治史家信夫清三郎は大著『日本政治史』のなかで、「一八世紀中葉、徳川幕府の支配はかくしようにもなくゆるぎはじめ、新しい社会への胎動はいたるところで感じることができるようになった」と指摘して、米沢藩の藩政改革に参画した藁科貞祐が一七六八年に書いた文章を紹介している——「斯様に百姓の心騒がしく成行候も、畢竟は、一度は治り、一度は乱れ候天道の事に御座候へば、そろりそろりと天下のゆるる兆も御座あるべく候哉、実に国を持給ふ主様方のご用心時に御座候¹⁷⁾」。この「そろりそろりと」進行しつづつあった幕藩体制の揺らぎは、一七九〇年代以降、欧米諸国が一斉に東アジアに進出し、ヤマトにも通商をもとめて来航するにおよんで、体制の急激な崩壊過程を始動させた。幕府は、一六一〇年代にすでに明らかになっていた支配層内部へのキリスト教の影響を排除するために、一六三〇年代に段階的に国境を閉鎖して三九¹⁸⁾年に鎖国を完成していたのであり、鎖国は「キリシタンの『世界システム』の圧力」に抗するための基本政策であった。百姓一揆の頻発と異国船の来航という、内外政策の基本をゆるがす事態は、幕藩体制内部の改革によって切り抜けるものではなくっており、そのなかで、何人もの知識人があらたな体制を構想しはじめた。

おそらくもつとも早い時期に、内憂外患を克服するためのあらたな国家体制をしめたのは、数学、天文学、暦学を修め、さらに蘭学に傾注していた学者、本多利明であった。彼は一七九八年の前後に、『経世秘策』と『西域物語』をあらわして、「自国の力をもって治むるばかりにては、国力次第に弱まり、其弱り、皆農民に当たり、農民連年耗減するは自然の勢い」と鎖国制度を批判し、国家がみずからひろく外国貿易をおこなって「天下第一の最良国」

となるという議論を展開した。彼は、さらに、日本を大国とするために、ヨーロッパの強国にならって植民地をもつことをも提唱した。そのような政策の主体となるべきものは「賢明君主」と「英雄豪傑」であった。彼の言う英雄豪傑は賢明君主の「御手足」となって「万民」を君主のもとに結集させるものであり、「統一国家への政治力の統合を可能にする役割をになうもの」であった。彼の胸中にあつたのは豊臣秀吉とロシアの女帝エカチェリーナであり、国家の理想としてはイギリスがあつたのである。信夫清三郎は本多の構想を、「重商主義国家の樹立を要求」するものであり、「はじめて一八世紀末の日本における内憂外患を克服する道が統一国家の形成にあることを指し示」したものだ¹⁹と指摘している。

本多利明は著書を公刊せず、その主張もただちに幕府に知られることにはならなかったが、一八世紀末に老中職にあつた松平定信は、一七九一年にロシアの正使が通商をもとめて蝦夷地に來訪したという事態に対応すべく、海防の強化とやらんで「紅毛の書」、すなわち蘭書の蒐集に着手した。蘭書の蒐集は、なによりも、すでに私学として一定の発達をとげていた蘭学を幕府の管理下におくことで情報の統制を計ろうとするものであつた。しかし、それは幕府の意図をこえて、公学としての蘭学の発達を促進し、ひいてはロシア学、英学をふくむ洋学の成立につながざるをえなかつた。²⁰ そのなかで、本多利明の構想も他の洋学者の思考とともに、知識層の思考に影響をおよぼすことになつた。水戸藩の儒学者会沢正志斎もその一人であつた。正志斎は、一八二五年、「一群の洋学者が到達した思索のあとを儒学者として可能なかぎり摂取し」ながら『新論』をあらわし、「日本と西洋の区別と対立を明確にしながら」鎖国攘夷論をとなえた。この議論のなかで正志斎は、「神州」であり「大地の元首」である日本が、西欧の衝撃に対抗して「宇内に照臨」するため「富国強兵の要務」を説き、「全領主と全人民を幕府の周囲に結集」させようと腐心した。その論理のなかに、統一国家の形成と重商主義政策を説いた本多利明との類似性をみるのは困難ではない。信

夫は『新論』を、「西欧の衝撃から日本をまもるナショナルリズムの思想形成にむかつて最初の一步を印した」と評価している。⁽²¹⁾

正志斎は『新論』の公刊をさしひかえたが、『新論』は写本でひろまり、幕藩体制のなかで逼塞していた下級武士のあいだで大きな影響力をもった。とくに一八三〇年頃、何者かがひそかにこれを刊行するにおよんで、「幕末の志士で『新論』を読まないものはほとんどなく、『新論』は攘夷運動の経典となった」というまでに至った。彼らは『新論』の議論にそった富国強兵のための改革を要求し、そうすることで「現存の体制に発言力を得ようとした」のである。しかし、そのように体制改革による危機の打開を考えるなかで、彼らは正志斎の意図に反して、鎖国攘夷による体制維持と富国強兵とのあいだの矛盾を発見してしまった。正志斎のいう富国強兵の中核は、従来の「強本弱末」の基本政策を転換して「強本強末」として諸藩に巨艦の建造をうながし、航海技術を発達させることだったが、巨艦の建造は西洋諸国からそのための技術を学ぶことが必要であり、航海技術を完成するには幕藩体制をこえた統一国家の形成が必要だったのである。こうして攘夷運動のために決起した下級武士は、「幕府擁護の国体論を王政復古のための国体論に転回し、攘夷運動を討幕運動に旋回させながら、改革の主体としての統一国家の樹立に突き進むようになった」⁽²²⁾。ヤマトは内発的・外発的な危機状況のなかで、幕藩体制をこえたあらたな統一国家の形成へむけて始動しようとしていた。

政治学者のバディ (Bertrand Badie) とビルンボーム (Pierre Birnbaum) は、ヨーロッパにおける近代中央集権国家の形成について、「国家現象は何よりも特定の時期に特定の場所で起こった危機の解決策」だと指摘している。⁽²³⁾ この指摘が、ヤマトについてもあてはまることはあきらかである。ヤマトにおいて中央集権国家を構想させたのは、たしかに幕藩制の危機であった。ヨーロッパとヤマトの違いは、ヤマトの直面した危機を格段に深化させたものが

ヨーロッパの衝撃であったということにすぎない。では、沖繩はどうか。沖繩においては近代中央集権国家はあらわれないままであった。沖繩はヨーロッパが東アジアにおよぼした衝撃波を受け流して、一八世紀後半から激化していた内的矛盾が王府支配の体制的危機に転化するのをおしとどめたのだろうか。あるいは、バディとビルンボームが言うように、近代中央集権国家はそれぞれの社会の「文化や経済情勢」の関数であり、「数ある政治制度の中央集権化形態の一つにすぎない」のだから、沖繩における体制的危機はヤマトとは別の解決につながるものだったのだろうか。²⁴

沖繩にヨーロッパの船が来航しはじめたのは一六世紀に遡る。一六三九年の鎖国の完成にもなつて異国船取締りがもとめられ、キリシタン禁圧が強制されたのちも、外国船の漂着はめずらしいことではなかったし、一八世紀末以降は、修理や薪水の補給などを口実としたイギリス船の来航が頻度をますようになった。さらに一九世紀にはいると、イギリス船にくわえてフランス、アメリカの艦船がつぎつぎに沖繩本島の港にあらわれるようになった。『異国船琉球来航史』を著した大熊良一が述べているように、この事態は、ヨーロッパがインド洋から東南アジアを經由してアジア大陸の東岸沿いに北上してくる進路のうえに存在するという、「琉球がおかれていた地理的な宿命といえるもの」であった。²⁵これらの船舶にたいして首里王府は丁重に儀礼をつくして歓待し、贈物をおくり、無償で補給を提供した。王府の側は、意図的かどうかは別としても鎖国令に反して来航した外国船にたいして、実質的に交易となりかねない行動を避け、おだやかにかつ速やかに退去させることを主眼に対応したのであった。²⁶また、イギリス船の側でも王府の支配体制に影響をおよぼすようなことはしなかった。一八一六年に那覇に来航したアルセスト号、ライラ号などは、四〇日間にわたって滞在して、なお通商を要求しなかったし、一八三二年に来航したイギリス東インド会社のロード・アマースト号は、那覇港を管轄する「長老」にたいして通商関係の締結を希望している旨を王府にとり

つぐようもとめたが、「琉球国は土地が瘦せていて貿易するような物産は少ないばかりか、国の法律によって外国と貿易することが厳しく禁止されている」という内容の公式文書で拒否されると、それ以上は無理押しすることはなかつた。⁽²⁷⁾

しかし、清帝国の衰退が一八四〇年のアヘン戦争の敗北として表面化し、英仏米の東アジア進出が本格化すると、琉球王国をとりまく環境は大きく変化することになった。一八四四年三月フランス東洋艦隊所属のアルクメーヌ号が那覇に来航し、首里王府に和親・貿易・布教の三項目を要求して、ヤマトにくらべれば曖昧なかたちでおこなわれてきた琉球の鎖国に正面から挑戦したのである。アルクメーヌ号艦長デュ・ブランとの交渉は薩摩の在番奉行の指揮のもとでおこなわれて、首里王府は鎖国を理由にフランス艦の要求を拒否した。アルクメーヌ号はこれにたいして、宣教師フォルカード等数名を琉球語の学習を名目として強引に残留させ、再訪を予告して出航した。琉球側は、やむなく、残留したフランス人を付近の寺に軟禁した。デュ・ブランの予告は、翌々年、一八四六年四月、現実のものとなり、フランス東洋艦隊司令長官セシルのひきいるクレオパートル号以下三隻が本部半島の運天港に姿をあらわした。セシルはフランス国王の国書を携行しており、それは一八四四年にフランスが清と開港条約を締結したことを告げて、琉球にも通商条約を締結するようにもとめるものであった。セシルは、交渉のかたわら、みずから兵をひきいて付近の海岸に上陸し、示威行動をおこなって圧力をかけたが、琉球側の対応ははかばかしいものではなかった。交渉が長引いているあいだに、現地の在番奉行から急報をうけた薩摩藩と幕府のあいだで秘密会議がおこなわれ、「本土の鎖国の方針に影響をおよぼさないという条件」で、幕府は、首里王府がフランスの要求をうけいれて通商条約を締結することを、「暗黙のうちに」了解した。しかし、この決定は首里王府には伝えられないままであった。王府は「琉球は物産少なく外国貿易を行うに足る生産物の余剰はない」という理由で、セシルの要求を最終的に拒否しと

した。セシルは七月五日、フォルカード等をつれて長崎にむけて出港した。⁽²⁸⁾

結果的には、この場合にも、王府は、イギリス船にたいすると同様の対応をおこなって成功したことになる。その限りでは、首里王府は基本方針の見直しを余儀なくされるほどの危機感には捉えられなかったかもしれない。しかし、この一連の事件は、沖繩を統治する、首里王府、薩摩、幕府という多重支配システムの全体を揺り動かした。幕藩制のヤマトは、みずから沖繩を鎖国体制から切り離すことまで決断した。すでに一八四二年には、アヘン戦争の結果を知った老中水野忠邦が、従来の無二念打払令を廃して「天保薪水令」を発し、海岸防御の強化を前提として、来航する異国船には補給をあたえてすみやかに帰帆させ、指示にしたがわない船についてのみ「打払」うという方針をあきらかにするに到っていた。「合戦の引き金となるかもしれない無二念打払令は、合戦の準備ができていない現状のもとでは、自滅につながるかもしれない危険を孕んでいた」⁽²⁹⁾のである。中華帝国の敗北という事態は、こうして、鎖国の現実性についての深刻な危機感を幕閣にあたえたが、しかし、鎖国にかわるあらたな有効な方針が幕府内部で形成されていたわけではなかった。「打払」という、それ自体現実性をもたない方策を放擲しないまま、「薪水令」を布告せざるをえないという事実が、幕府の政策能力の減衰をしめしている。しかも、水野の進めようとした改革も、幕内の改革派と保守派の対立によって阻害され、海岸防御の強化も一向に進捗しなかった。王府とフランスの交渉にたいするヤマトの対応も、そのような鎖国政策にたいする確信の喪失とあらたな政策が構想できていないという事情の反映だったのであろう。言い換えれば、ヤマトは沖繩に追従させるべき政策方針をうしなっていた。そして、首里王府はヤマトの指示をまもる以外に、なすべきことを見いだしていなかった。沖繩のうえに聳立する支配の多重構造が内憂と外患に対処する能力をうしなっているという危機状況のなかで、なぜ、首里王府の支配体制を刷新した、ヤマトとは独立したあらたな国家形成が構想されなかつただろうか。沖繩における独自のナショナリズムは胚胎する条

件をあたえられなかったのだろうか。

三 薩摩支配下の改革

一九世紀後半にヤマトの支配が拘束力をよわめたときに、沖繩独自のナショナリズムがなぜ形成されなかったのかという問題は、なぜ波平惠教は、首里と薩摩の二重支配を解消するための方策として、あらたな琉球国家の形成をもとめずにヤマトの直接支配を選んだのかという問題でもある。この問題を考えるには、一六〇九年以降の王府の内政改革の歴史を瞥見しておかねばならない。

薩摩の侵攻をうけて経済的な困難をおわされた琉球王国の立て直しに最初に取り組んだのは、前にもふれたように向象賢であった。彼は、一六六六年に摂政に任命され、七三年に辞任するまでの八年間に王府の統治システムを大きく改変した。向象賢のおこなった改革の骨子は、彼が摂政であった期間に布達された文書を集成した「羽地仕置」に示めされている。東恩納寛惇は、「羽地仕置」が、琉球に課せられた薩摩の「厳格な規格」を前提として、「これを起点として発足するのであると云ふよりはむしろ、この限定された規格内において、最高度の能率を発揮せんとした」ものだと指摘しているが、そのためには、高良倉吉が言うように、「王府機構の政治行政組織としての純化をはかり……王国をめぐる諸問題を解決するための執行装置として、王府を強化・充実」させることが必要であった。このように王国を全体として変貌させることを目指した改革は、きわめて多岐にわたらざるをえなかった。実際、この文集におさめられている命令や覚書は、王府内部の綱紀肅正と合理化、伝統的な神事の簡素化、官僚にたいする統制、

農村の負担軽減と生活慣習の改革など、王府から各農村にいたり、祭祀儀礼から社会規範にいたる多様な伝統と慣習の変更をもとめるものになっている。⁽³⁰⁾

向象賢は、こうして琉球の伝統と慣習に挑んだのだが、伝統や慣習の瑣末な部分的改変や合理化ではなく、根底的な変革、むしろ、あらたな伝統や慣習の創造というべきことをおこなうには、なんらかのモデルが必要なはずである。とくに、中華帝国の周辺にあつて、外来文化を吸収しながら自己の独創性をきずきあげてきたヤマトや沖繩という地域において、なんらのモデルもなしに、そのような総体的な変革が構想されたとは考えにくい。向象賢はどのようなモデルを持っていたのだろうか。東恩納寛惇は、向象賢の思考の傾向について以下のように述べている——「向象賢の生まれたのは、慶長役（薩摩の琉球侵略——筆者）後九年……（それまで支配的であった）支那思想が一掃され、大和世になるべくして、それすら未だ目鼻が付かない混沌たる虚脱状態にあつた時代……首里の国学も未だ出来ていない頃で、首里名門の師弟も（中国からの帰化人の末裔があつまつていた）久米村から学者を聘して教を受けてゐた頃の事である（が）……唐榮一党が首領を失つて屏息した際で、従つてその方面からの感化は余程稀薄になつてゐた事は想像にかたくない。……（朱子学の影響と保元平治を始めとする各種の軍記物の影響が著述に散見されることから）薩摩系統の経学と軍記物風の和学とが向象賢の学問の根柢を為してゐると見て間違ないものであろう」⁽³¹⁾。向象賢は、みずから口上覚のなかで摂政就任の経緯をかたつて「（摂政を拜命したが）不応身上役儀ニ而断存候由返事申入候処、御国許（薩摩——筆者）迄被仰上為相濟儀候通遮而被仰付候条……」と述べて薩摩の積極的な支持をうけていたことを明らかにしているが、そのような支持をうけた理由の一端を、東恩納のこの推論は暗示している。⁽³²⁾

東恩納の指摘のように、向象賢が薩摩的な教養を身につけた政治家であつたとしても、それだけでは、この政治家がどのような改革の構想を描いたかを論じることはできない。この問題を、梅木哲人は東恩納とは別の根柢をあ

げて論じている。梅木は、向象賢が、摂政に就任する以前、一六五八年から一六六三年にかけて、断続的にほぼ四年間薩摩に滞在していたことに注目する。この時期は薩摩藩の大規模な内政改革がおこなわれて「近世的藩政」が確立しつつあった時期であり、しかも、この改革の中心的人物であり家老で琉球掛を分担した新納又左衛門久了と、向象賢は「極めて親しい関係」にあつたというのである。向象賢はこの改革の実情を見聞し、さまざまな示唆をうけたであらうと、梅木は推測する。この推測の根拠として梅木があげているのは、まず、『羽地家・家之伝物語』のなかの「新納又左衛門殿御近付二相成、儒書御不審之所被申上、御国元御仕置御伝授被仰付……」「且亦年々御内状を以御取合被成諸事召行由伝有之候」という個所である。この個所を梅木は「儒書についてのやり取りや当時の改革の内容を聞き、薩摩を去った後も私信をとり交わし政治上のアドバイスを受けたということであろう」と解釈している。梅木は、新納が向象賢を摂政に任命させるうえで積極的な役割をはたしたと示唆しているが、そうであったとすれば、³³ 両人のこの親交がその背景にあつたと考えるのは自然であろう。つまり、薩摩藩は、対琉球支配機構の主だった人物と親しく、自藩の改革の仕方を熟知した者を、首里王府の中枢に据えたことになる。梅木は「羽地（向象賢——筆者）と新納久了の線で近世琉球の幕藩制的方向への改革が立案されたであろう」として、『家之伝物語』のなかの別の個所にある、「跡々は国法御政道之道も不相立候処、国中之分力取究、国法被相定、往古より之御旧例元にして御当国御礼法被相定、鹿児島之応御例格ニ、御政道之根元被相定、永々御規模召立被置候」という部分をその根拠に挙げ、これを「薩摩侵入の後政治の方針が立たなかつたが、琉球古来の政治をもとにして鹿児島藩の方法を参考にして地方制度や国の仕組みを確立させたということであろう」と解釈している。梅木は、このような認識にくわえて、薩摩藩の行政機構と琉球王国のそれとの類似点の多さを発見したうえで、「沖繩は薩摩自体の近世的变化をモデルとして近世沖繩に変化していった」と考えているが、この仮説は説得的である。³⁴

向象賢が構想した改革は、それがきわめて根底的かつ全体的であり、しかも範をはじめて薩摩にもとめたという点で、おそらくは陰に陽に抵抗をうけたものと推察される。このように推察させる根拠は、向象賢が摂政を辞任する一六七三年の十一月二四日付で、幕府の老中職に匹敵する三司官にあてた文書中のつぎのような項目である——「国中仕置相改可然儀者大方致吟味国司（国王——筆者）江申入置申候。前々女性巫女之風俗干今多候故巫女之偽ニ不惑様ニ与如斯御座候。今少相改度儀御座候得共、国中ニ同心之者御座無者悲嘆之事候。知我者北方ニ一（両）公御座候³⁵」。東恩納寛惇はこれを註解して「国中の政治で、当然改良すべきは大方調査し、上へも具申しておいた。これまで婦女子にはユタ（巫女——筆者）を信用する風が多かったので、ユタの偽言に惑はされないううにと思つてした事である。今少し改めて見たい事もあるが、国中に同心の者なきは遺憾な事である。我が意を知る人は北方（薩摩——筆者）に一二人の方が居られる筈だ」と記している。「国中ニ同心之者御座無者悲嘆之事候」というこの一節は、周囲の抵抗のなかで孤立した摂政の苦衷を十分にあらわしているが、それが非公認の呪術者であった「巫女」の取締りに関連して述べられていることに注目すべきであろう。向象賢は、この琉球王国のありようを一変させようとする改革のなかで、巫女にとどまらず、旧来の公的祭祀や神事をも改変しようとした。しかし、これは改革のなかでもっとも困難で微妙な課題であった。一六世紀の初めに統一された琉球王国は、国王と聞得大君とを頂点にいただく政教一致の国家であり、祭祀や神事はもっとも本質的な国事に属していたからである。聞得大君がひきいる「おなり神」（姉妹神）の系列は、国王がひきいる政治行政組織にたいして祝福と保護をあたえる役目になっていた。この、聞得大君から各間切のノロ、ニーガンにおよぶ「おなり神」系列の地位を引下げ、影響力を減殺するという目標は、薩摩が侵攻の二年後の一六一一年にさだめた掟十五箇条においては、おなり系列の収入源を絶つことを狙った「女房衆江知行遣わさる間敷き事」という形で示されていたが、向象賢はそれをさらに押し進めて、宮中の女官の発

言力を抑制し、国王の祭祀参加を制限した³⁶。それは非公認の呪術者、すなわちユタの取締りに比して格段に抵抗が大きく、高良倉吉が推測するように、「よほど神経を使う仕事」であつたに違いない³⁷。

「よほど神経を使う仕事」に反対する者を沈黙させ、みずからの方針を貫くには、それなりの思想的な理論装置が必要であつた筈である。それは、薩摩侵攻以前からひきつがれてきた伝統と慣習の固有性を、否定できるものでなければならなかつた。そのようなものとして、彼がおこなつた主張は、琉球が本来ヤマトと同一の源泉をもっているという、いわゆる「日琉同祖論」であつた。彼は、「当春久高島知念江祭礼年二付国司被参筈二而候故愚意了簡之所及申入候」と題する一六七三年三月一〇日付の上申をおこなつて、琉球王国のもつとも神聖な聖地であつた久高島に国王が参詣するという伝統に異議をとらなえ、久高の神を首里城近くに勧請して参詣するようにもとめ、それにつづけて、「熟々思惟するに、此の国の人の生まれ初めは、日本より渡りたる事、ゆめ疑ひあるまじく、さればこそ、末世の今に至るまで、天地山川五形五倫鳥獸草木の名に至るまでも、皆日本と共通である。さりながら言葉の末に多少の相違あるは、遠国の上に、久しく通融絶えたる為めである。五穀も人種と同時に日本から渡つて来たものである故に、右の祭礼も久高、知念とは限らず、何処で行はれても同じ事である」と記している³⁸。琉球の民がもと日本から渡つてきたのである以上、琉球の神も日本から渡つてきたわけで、とくに久高島に意味があるわけではないという論理である。向象賢の主張の重点が、琉球王国の固有性を否定することにあつたのではなく、薩摩侵攻以前の琉球、すなわち古琉球の残滓を一掃して、現状に耐えうる国家を建設することにあつたといふことは、高良倉吉が力説するところであろう³⁹。一国の宰相が自国の固有性を否定して、自国に支配力をおよぼしているはるかに強力な国家と同一だと主張するのは、自己の存在意義を否定することと同じで、身命を国事にすりへらした向象賢ほどの政治家がそのようなことをする筈もない。しかし、薩摩に範をとつた改革方針を正当化するための手段であつたとしても、琉球の

伝統と慣習を否定したことは、薩摩に具現化されたヤマトに積極的な価値をあたえることになったのではなからうか。約言すれば、ヤマトはたんに改革のやむをえざる規範ではなく、琉球王国よりも先進的な国家として積極的な価値付けをされることになったのではなからうか。

このことをさらに検討するために、大政治家として向象賢と比肩される蔡温の改革をとりあげることにする。蔡温は、向象賢が没して七年後の一六八二年に誕生し、一七二八年に三司官に就任して向象賢のはじめた改革を再興したが、彼の改革方針のなかで、薩摩、それは琉球からみたヤマトの顔だったはずだが、それにたいする位置づけはどのようなものであったかを見ようというのである。蔡温が三司官に就任したころ、薩摩は一六五〇年代の藩政改革以後の状況変化に対応すべく、一七二二年から二八年にかけて内検をおこなって近世的農村支配体制を整えたが、同時に琉球にたいして石高をみなおして上納を増加させる盛増を要求した。首里王府はこの要求にたいして検地こそおこなわなかったが、一〇〇石について三石六斗あまりの盛増を実施した。この負担増自体はそれほどのもものではなかったとしても、それがおそらくはきっかけの一つとなって、蔡温の改革の中心となった農政改革が開始された。梅木哲人は、この改革について、「羽地の時代からすでに百年を経過しており、その間の農村の独自の発展を再編成しようとしていたのではないだろうか」と述べている。⁴⁰この改革のなかで一七三七年から五〇年にかけておこなわれた元文検地は、沖繩でおこなわれた唯一の検地だが、それが「沖繩農村の現実をよく把握した上での検地」だったということ、梅木の指摘を裏付けるものであろう。

蔡温は、この改革をすすめるにあたって、一七三二年に支配層から農民にいたる個々の階層にたいする行動規範・倫理要綱として『御教条』を公刊し、その二年後の一七三四年には農業技術指導を主とする『農務帳』を発刊し、さらに翌年には間切役人の日常業務の手引きになる規則・法令集である『間切公事帳』を各間切に配付した。三種の書

物は、それぞれ、蔡温の改革における、イデオロギー教本、生産向上教本、間切における行政ハンドブックという意味合いをもつものであり、三種が一組の内容を構成していることになる。そして、『間切公事帳』は、間切役人にたいして『御教条』と『農務帳』の内容を民衆に周知徹底させるよう要求している。しかも、『御教条』は、文章法や手習いの手本としても利用するように楷書と草書で書かれており、一層流布しやすいように考案されていた。したがって、蔡温の改革のなかで、薩摩がどのような意味付けをされているかを検討するには、『御教条』にあらわれた薩摩の姿を見るべきであろう。そこに表現された薩摩／ヤマトの姿は、蔡温が民衆レベルにまで普及しようとした薩摩／ヤマトのイメージに相違ない。

薩摩にたいする言及には、『御教条』の第一条全体があてられている。この第一条は全体のなかでもっとも長い文章であり、おそらくもっとも入念なレトリックが駆使されている部分である。第一条は、琉球開闢以来の歴史を回顧して、当初は統一も秩序もない状態であつて、唐から冊封をうけることになったのちも安定した秩序はできあがらず「御政法并風俗迄段々不宜儀」になつていたと述べたうえで、薩摩の支配に言及する——「御国元の御下知に相隨候以後、國中万事思召の通相達、御政法風俗迄漸々引改、今以上下万民安堵仕目出度御世罷成候儀、誠以て御国元の家（蒙）御高恩件の仕合冥加至極の御事に候。右の次第前代の事にて無案内之方も可有之候間、各為納得申達候。此儀篤と得其意老若男女共難有仕合可奉存事⁽⁴¹⁾」。「御国元」が薩摩を意味するのは言うまでもない。その薩摩の「御不知」、すなわち指図に「相隨候以後」というのが何をさすのかは、具体的にはしめされていないが、「前代の事」という表現からして、それが向象賢の改革を念頭においているのは明らかであろう。そうであれば、ここには、向象賢以降の改革が薩摩を範型としておこなわれ、それが「めでたき御世」をつくりだしたという認識がしめされていることになる。⁽⁴²⁾ 蔡温は、薩摩を範にとつた向象賢の方針を継承して、格段に旗色を鮮明にした。蔡温にとっては、日琉同祖

をあらためて強調してみずからの方針を正当化する必要もなかった。向象賢以来の一〇〇年におよぶ薩摩支配の実績は、もはや、薩摩モデル以外の改革構想が現実性をもって登場する余地をうしなわせていた、より正確には、向象賢の改革を覆すような構想は、すでにありえなくなっていたと言わなければならない。

こうして、われわれは、波平惠教の命懸けの行動を理解する手がかりを得たことになる。首里王府の支配機構のなかの中堅の役人であり、しかも優れた知識人であった波平にとって、薩摩は、蔡温にとってそうであったように、「御国元」であり、琉球王国がよつてたつ基盤だったのでなからうか。そうであれば、王府の施政に絶望した波平にとって、窮状を訴える相手は、薩摩とそれに代表されるヤマト以外にはなかったのではないだろうか。しかし、このように推測するには、琉球が薩摩・ヤマトとどのような形で繋がっていたかを検討しておく必要がある。

四 協力体制

薩摩の琉球侵攻が武力による領土拡張行為であることは言うまでもない。それがフランスのインドシナ支配のような、近代帝国主義の植民地支配と同一の形態であることも、ことさら議論する必要はないであろう。しかし、侵略がおこなわれたのは一七世紀初頭の前近代であり、侵略の主体である薩摩は幕藩制国家のなかの一構成部分であつて近代国家ではなかった。イギリス帝国史の泰斗ロビンソン (Ronald Robinson) は、帝国主義を「膨張する政治経済」(expanding political economy) と「これに当面する政治経済」(receiving political economy) の関係として捉え、前者は後者を国力の増強に利用し、世界的支配力を調達し、表出させ、誇示するのだと述べているが、薩摩は「膨張

する政治経済」ではなかった。⁽⁴³⁾したがって、薩摩の琉球支配を近代国家の植民地支配と同日に論じることはできないのだが、では、この形態上の同一性、すなわち外国にたいする持続的な強権的支配という点をどのように評価するか。政治学者レイノルズ（Charles Reynolds）は、帝国主義の本質を支配主体の政治的経済的体制から切り離れた議論を展開している——「（国家を中心においた）帝国主義（の概念）は、ある支配関係（a relationship of domination）をあらわす概念である。……支配はさまざまな形態をもつが、それは結果にすぎない。帝國的関係（imperial relationship）の政治的表現がどのようなものであろうと、その本質は一国による他国、その人民と領土にたいする権威あるいは権力（authority or power）の行使である」⁽⁴⁴⁾。レイノルズの議論を承認することになると、薩摩が「膨張する政治経済」をもった近代国家ではないという点は、琉球支配を帝国主義の枠組みのなかで議論することを妨げるものではないということになる。では、薩摩の帝国主義支配のもとでおこなわれた向象賢と蔡温の改革は、どのように位置づけられるべきだろうか。彼らの改革の成果は薩摩支配の長期化とどのように関係するのだろうか。

ロビンソンは、帝国主義の支配関係を安定させるものとして、「協力者」（collaborators）という概念を提示した。彼はつぎのように論じている——「自発的であるか強要されたものであるかは別として、被侵略側の支配エリート（cooperation of their governing elites）がなければ、経済的資源は得られないし、戦略的利権は防衛できないし、外国人嫌いからする反発や、伝統を擁護する側の改変にたいする抵抗を抑さえ込むこともできないだろう。……ヨーロッパの支配は最初からずっと抵抗をうけたが、抵抗を逸らせる、あるいはそれを鎮圧するために、現地の側の仲介（mediation）が、抵抗の持続性に匹敵するだけ継続的に必要であった」。ロビンソンの「協力者」という概念は、そのような仲介を提供する者を意味している。被侵略側のそのような政治的経済的協力をひきだすものは、「大規模な工業文明を代表する者（agents）が小規模な農業社会に侵攻した際に、巨大な社会が提供すべき貿易や資

本、技術、軍事的あるいは外交的援助などの魅力」であり、あるいは「巨大社会の側が報復をおこなうのではないか」という恐怖」である。そのような協力あるいは協力者という概念は、それらの単語に一般にこめられている利敵行為、裏切り者などという「侮蔑的」な意味合いとは無縁だと強調して、ロビンソンはつぎのように続けている——「協力者あるいは仲介者の立場からすれば、侵攻者 (invaders) は、あらたな富と権力の源泉を持ち込んできたのであり、その富と権力の源泉があらかじめ除外され得ないのであれば、それは伝統的秩序における土着の支配層の立場を保持し改善するために利用されねばならなかった。……帝国主義の相手をせざるを得なかった者たち (imperialism's involuntary partners) の大部分はアフリカとアジアの社会的エリートだが、協力者であろうとあるまいと、彼らはみずからの伝統的制度とその成員を代表して、異邦人と交渉せざるを得なかったのだ⁽⁴⁵⁾」。向象賢と蔡温が、ロビンソンのいう「協力者」の概念に一致しているのは明らかである。彼らは、薩摩の権力を排除できないという現実から出発して、外部の支配下におかれた国の統治主体としての、首里王府の支配体制の維持・強化策を模索して、薩摩との協調関係の強化と薩摩モデルの改革を導入し、それにそぐわない古琉球以来の伝統や慣習を排撃したのである。

では、薩摩にとって首里王府の内政改革はどのような意味をもちえたのだろうか。ロビンソンは侵略者と被侵略者の関係について、つぎのように指摘している——「協力度制の皮肉 (irony) は、白人の侵攻者が (被侵略側の) 支配エリートに影響力を行使できるようにしても、侵攻者はそのようなエリートの仲介なしにはやっていけないという事実にある。たとえ協定が不平等であったとしても、その協定が維持されるためには、侵攻者は相互利益と相互依存を認めなければならぬ。仲介者が十分な選択肢をあたえられていなければ、自国民にたいする彼ら (支配エリート) の権威が衰退し、それは危機を発生させた。そうなったときには、侵攻してきた側は自分たちの権益を反故にするか直

接介入に踏み切るかを選択しなければならなくなった。それに、侵攻者が、（エリートが無力化し有効な支配秩序がうしなわれて）いまや無秩序な人間の集団と化した従属社会を相手にすることも不可能だった⁽⁴⁶⁾。薩摩にとっても、琉球王国が薩摩との従属関係のなかで秩序をたもち、統治機構が十全に機能していることは重要だったのである。だからこそ薩摩は、みずから教育した向象賢を選んだのだ。琉球王国の内政改革は、したがって、薩摩支配と調和するかぎりでも可能であった。向象賢の「羽地仕置」にしても蔡温の「御教条」にしても、王国の疲弊を薩摩の支配に結びつけることはしていない。それは、おそらく彼らにかぎらず、王府の支配機構に属するすべての者にとつての最大のタブーであった。それを示唆するものとして、王国の正史『中山世鑑』のなかで、謝名利山が薩摩の武力行使をまねいた元凶として指弾されていることを挙げるべきであろう。謝名利山は、薩摩が琉球にたいして奄美大島の割譲要求などの外交的な圧力をかけはじめた一六〇六年に三司官に就任し、薩摩の要求を拒絶し、薩摩の侵攻に際してはみずから三〇〇〇余の軍勢をひきいて那覇防衛に出動し、島津軍の首里城接近を知って立ち返り、さらに防戦をつづけたが、戦局挽回は不可能とみた国王尚寧は降伏を決断し、謝名は王命によつて薩摩への人質となった。鹿児島に抑留されたのちも、謝名は明に救援をもとめたが失敗し、薩摩が尚寧と三司官に要求した服従の起請文を彼だけは拒否して斬首された⁽⁴⁷⁾。抵抗戦の英雄として敬われてもおかしくない謝名が、国王の輔弼をあやまつた逆臣とされたのは、薩摩の支配を正当なものと主張するためだったと考えるのが自然である。

琉球王国の内政改革は、こうして、本来的に薩摩支配の継続のなかで構想された。薩摩が琉球の完全な薩摩化／ヤマト化を要求していれば、ロビンソンが言うように、首里王府はさらに大きな困難を抱え込まざるをえなかったであろう。しかし、薩摩は一六一五年以降は完全な同化という方針を放棄し、さらに一六一七年には琉球人がヤマト風の装いをすることを禁じ、一六二四年には国王にたいして「首里王府領内の諸役人への扶持給付権・裁判権・祭祀権」

を容認するとともに、琉球人が「日本名をつけ、日本人のなりをする事」を禁じたのである。⁴⁸それは幕府の対明交渉が破綻して、琉球を明にたいする唯一の窓口にせざるをえないという事情によるものだったが、王府にとっては幸いなことだったに違いない。紙屋敦之は「琉球は政治と風俗の両面から幕藩体制下の『異国』たることを装わされていった」と述べているが、「異国」を装わされることは、王国の風俗慣習の多くを侵略以前の段階に留めておくことも意味していたのであり、薩摩の支配権力が琉球社会と直接衝突して民衆の敵意をおおる場面も、したがって、多くはなかったはずである。⁴⁹

協力者の役割は、結局、帝国主義権力と国内社会のあいだに介在して両者を絶縁し、外国支配がもたらす国内的矛盾を最小限にすることにあつた。協力者が十分役割をはたしている時には、帝国主義国家の存在は、被支配国家の内側からみるかぎりには、協力体制の陰にかくれてしまう。帝国主義国にたいする反発は民衆のあいだには広がらないし、国内が困窮する場合でも、その原因が国外にあると民衆が認識するのは容易ではあるまい。とくに、帝国主義の側が薩摩のようになんらかの理由で禁欲的であり、支配国家への文化的社会的同化を要求しない場合には、協力者が、民衆の意識における帝国主義国の姿を、傲慢な支配者とも慈悲深い保護者ともつかない朦朧としたものにするとは困難ではあるまい。薩摩の支配権力と間切の民衆とのあいだを仲介する者にとって、薩摩が完全な同化を要求しない分だけ、負担は少なくなった。琉球王国が薩摩の支配下にあつて統治体制は薩摩化していきながらも、王国の社会は独自性をたもっているという事態は、こうして、薩摩側の意向に沿うものであつたと同時に首里王府の協力体制にとつても好都合であり、それだけ安定したものになった。このような議論は、つぎのような推測を可能にする。つまり、琉球王国の臣民には、幕府・薩摩・首里王府という重層的な支配構造がもたらす矛盾が、首里王府の統治の問題に一元化されて認識されていたであろうということである。波平恵教の脳裏にあつた薩摩の姿は、すくなくとも、

眼前に繰り広げられている悲惨の元凶のそれではなかった。波平にとって薩摩は、蔡温が『御教条』の冒頭でのべたように、「万民安堵」した「日出度御世」をつくりだした庇護者であった。その庇護者にむかって、彼は命を懸けて訴えかけたのではなかったか。

五 王府と民衆——サンシー事件

謝名利山の死から波平惠教の刑死までのあいだには、薩摩支配の二世紀半があり、謝名の薩摩にたいする抵抗から波平の薩摩にたいする期待までのあいだには、向象賢と蔡温に代表される協力体制の成果があった。数世代にわたって持続した薩摩世のなかで、沖繩は近世を通過して近代をむかえ、王府は時代の転換に対処する能力を喪失していった。謝名と波平に、王国への忠誠という点では対極的な義死をとげさせたのは、そのような時代の変遷であった。では、民衆にとっても首里王府の姿は同じように変遷したのだろうか。そもそも、薩摩が侵攻したころの民衆にとって、王府はどのようなものであったか。それを直接に認識することは不可能に近いが、しかし、中山王朝による琉球統一以来大きな反乱もなかったという事実は、すくなくとも国内が安定する程度には統治が順調であり、民衆が王府のもとに有効に統合されていたという推測を可能にするものである。そのような民衆の意識状況は、農村が疲弊の極にあった一九世紀中葉にはどのように推移していただろうか。波平の英雄的な死をつたえた民衆の意識のなかで、首里王府はどのように映っていたのだろうか。これについても直接的に認識することは難しいが、手がかりがないわけではない。琉球処分にかいての民衆の動きが、その手がかりをあたえてくれるのではないか。かりに民衆が処分に

たいして自発的な抵抗闘争に立ち上がったのなら、波平の憤激にもかかわらず、民衆は首里の治世を信頼し、ヤマトの直轄支配に組み込まれることを拒否していたことになる。その民衆の拒絶を明治国家は実力で排除し、日本というあらたな中央集権国家のなかに沖縄を統合していったことになる。逆に、民衆が、波平と同様に首里王府から離散しようとしていたのなら、民衆は抵抗闘争にはまったく立ち上がらないか、すくなくとも闘争には冷淡であつたはずである。

王国の廃絶に直面した首里王府の内部は、明治政府への統合について賛否両論にわかれたが、賛成論は主導権をもつにはいたらなかった。大勢を制した反対派は、首里士族の上層部と帰化人の末裔である久米村の知識人から構成されておられ、士族層にたいして明治政府への不服従闘争を指導するようもとめる運動を展開した。彼らは「薩州相離候ては不叶」という基本認識にたつて、薩摩への従属という現状を維持しようと考えていた。そのためには、藩王の上京を阻止し、明治政府への統合を延引して清からの援軍を待つという方針をたてていたのである。⁽⁵⁰⁾ 彼らの不服従は沖縄県令鍋島直彬を当惑させるに十分であつた。その抵抗ぶりを、彼はつぎのように述べている——「(沖縄は) 廃藩置県之御処分相成、県庁を開き県官を置かれ、其名義は既に更生すと雖とも、内部に至つては依然たる旧藩の思想を帯び、引継の書類は概子粗漏の古帳簿或いは遽に作為偽造せしものにして、而して旧藩吏及士族輩頻りに旧藩回復を以て念慮とし、処分官よりも改めて任職の辞令書相渡し、各間切へは属官を派出し百方説諭すと雖とも、強頑不屈更に大義を弁せず、只管旧藩の精神を主持して県庁の令に従はず……(説諭にたいして) 彼等陽には其説を拒まずと雖とも、事に託し故井に期を延はし、陰に姦計を逞しふし、遂に其懇諭に服せず。是を以て施政の機殆んと其活動を失ひし如く、県の名あれとも県の実なく艱難渋滞言ふに勝ゆ可らず。……旧藩吏等陰に役所を設け愚民を煽惑し、窃に租税を徴収し、加るに我政府の命令に順はさるの盟約を締め、動輒すれば政治の妨碍をなし……」⁽⁵¹⁾。

士族層の不服従の動きは、鍋島が言及したように、血判誓約書への署名による盟約をもとめる運動となって、首里から各地の間切へ拡大した⁵²。誓約書は、「諸間切へ大和人并諸役人衆より大和人の下知に随ひ候様申懸候節」は、琉球の「人民」は「祖親以来段々君恩を蒙居」るのでヤマトの「御下知」に従うのは「情義」において耐えられないとして、命令に従うのは「屹と相断」り、そのように答えて、ヤマトの役人が「武器」をふるうことがあっても「少も心志不変様」に結束し、もしも殺されるようなことがあれば、「喪式祭祀料」と「向行衛の事」は間切から支出することまで記載されていた。さらに、このような趣旨に反して、「大和人」の指揮にしたがって働き、手先となる者がれば、本人は「斬首」に処し、親類までも罪に問うという内容の詳細な制裁規定が付加されていた⁵³。不服従運動が旧王府の役人の運動にかぎられている場合には、それが暴発する余地もなかったであろうが、運動が地方の間切へ拡大する過程では、一般の民衆を巻き込むことになり、民衆暴動をひきおこす可能性をも孕んだはずである。しかし、暴動は、宮古島を別とすれば、おこらなかつた。この唯一の暴動は、ただ一人盟約に背いた者を数百の島民が撲殺するという形で発生した。事件をおこした民衆が、この犠牲者のことを、「日本に賛成の意を寄せた」者という意味で「サンシー」という別名で呼んだことから、この事件は「サンシー事件」と呼ばれている⁵⁴。この事件と同様の事件は、血判誓約書の制裁条項からみれば、他の地域でも起こりえたと考えられる。それゆえに、この事件にたいする民衆の参加の態様を検討することは、王府がどの程度に民心を把握していたか、いなかつたかを認識する手がかりとなるはずである。

琉球藩を廃止して沖縄県をおくという一八七九年四月四日の琉球処分決定が宮古に通告されたのは、同月中旬であった。島を統治していた王府官吏と間切・村の役人は、この通告にたいして、首里からの働きかけにしたがって不服従による抵抗を開始した。なかでも在番筆者の職にあった宮平里之子親雲上（さとぬしペーちん）の場合は、処分

にともなう辞職命令を、藩王の命令ではないという理由で拒否して牢に入れられ、牢内で縊死しており、事態は当初から緊迫していたと思われる。⁵⁵ 民衆が署名した血判誓約書が作成されたのは、『東京日々新聞』をみるかぎり六月になつてからのことで、誓文の内容は首里で作られたものと同様である。宮古の場合には、この誓文の末尾に「旧在番役并に村役人各村人民の姓名」を書き並べて、「否むものは強威をもて嚇し附けて、無理に血判を取」つたとされている。⁵⁶ところが、すでに述べたように、この盟約に背いて、宮古に新設された警察署に小使として雇われた者がでたところから、事態は急速に険悪なものになつていく。『平良市史』は、『東京日々新聞』のサンシー事件にかんする記事を収録しているので、以後の事件の展開をそれにもとづいて、やや詳細に紹介することにする。⁵⁷

違背者は、下地仁屋という下級士族であつた。彼は盟約に加盟したものの、「益もなき楯を突て大和人に敵抗うも愚かなる業なり、殊に警察署に願えば我らごとき者にても給金を下されて召遣わると云えば、年寄りたる父母また弟などの養育と云い、かたがた以て盟約などに拘わるべき処ろにあらず」と思つて、派出所の小使に住み込んだのである。これを知つた旧役人は誓文の罰則の通りに処断しようとした。下地仁屋の家族や親類は、事態をおそれて派出所に駆け込み、事情を説明して、本人を免職のうえ引き渡してくれるように懇願したが、警察がこれに応ずるはずもなかつた。逆に警察は、この要請の背後に村役人の意思が働いているのをみてとり、旧役人の一人佐和田与人を呼び出して、「本人仁也は御用の都合により差置かるれば家族へも其旨を達すべし、且つ、盟約云々の義も聞及びたれど夫れらは最とも不都合の次第なり、必ず左様の心得違いをなすべからず」と説諭した。これを聞いて、他の旧村役人は一層憤激し、仁屋の両親と弟を永良部島へ流刑にし、足枷をはめて苦役を強いた。

これを知つた下地は警察に救済を願ひ出たので、警察はまた佐和田を呼び出して、仁屋の家族を呼び戻させ、旧村役人がおこなつた苛酷なあつかいを糾弾したが、佐和田は、「右は村中の者どもが所為なれば、我らよりご返答申し

難し」と返答しただけであった。警察は、下地の家族を流刑にした首謀者を出頭させるように命じ、佐和田はこれに
 応じて、七月二一日、七名の者をひきつれて出頭した。七名は糾問されてついに盟約に言及し、「仁屋は右の誓文を
 破りたれば、我らは仁屋を同盟中の謀反人と見做し、懲罰のため本人の家族どもを永良部に流したり。されども島に
 ての取扱いは彼地の者どもが料見にて、我らは存じ申さず」と述べた。警察は、「琉球はもともと大和の属国にて、
 此たびの置県も別に国を奪の潰すのと云う訳にあらず」として、藩王も華族に列せられて「結構なる邸宅を賜わり至
 ごく丁寧のお取扱を」うけており、人民にも寛大な措置が講じられるので、「料見違いの盟約などなして粗暴の挙動
 をなすことなかれ」と説諭し、後日また取り調べることにして、帰宅させることにした。この取り調べのあいだに、
 下地は二人の村民が警察の門前で中を窺っているのを発見して、やにわに打ち倒して縛り上げたが、二人は取り調べ
 がおこなわれる前に逃走してしまった。

その翌日の昼過ぎ、下地は通訳の大城とアシヤ川に水汲みにでかけ、そこで、有力者である金城親雲上（ペーち
 ん）の妻が他の婦女に下地の悪口を言い、「村の衆」も「疾く撲殺して退る以外に仕方がなし」と話していたという
 のを聞いて、彼女の鬚をつかんで引き倒し、左右の手首に彼女の髪の毛をからめ、地上をずるずるとひきずって警察
 の門まで帰ってきた。下地は彼女を警察に突きだそうとしたが、他の村人が取りなして説得したので解き放した。し
 かし、この日は、下地が住民を縛ったことを聞いた民衆が「大に憤り、兎にかく此事は此儘では済ませ難しと処々に
 集まりて相談」していた。そこに、妻に暴行をくわえられて逆上した金城が村々を走りまわって、「ただ今我らが妻
 のトガを例の下地めが役所へ引きずりて、これこれの耻辱に遇わせたり。一度ならず二度ならず島の為に害をなす奴
 なれば、是から懲しめに往くぞ。同意のものは我につづけ」と叫びつづけた。これを聞いた近村の若者五六百名が得
 物を携えてあつまり、金城親雲上を先頭に鬨の声をあげて派出所に突入した。下地は手取り足取りして担ぎだされ、

警察署にいた総勢一〇人余りの警察官は、群衆の數に圧倒されて手をだせないままであった。警察は、旧藩吏仲村親雲上を呼び出して、事態の鎮静と下地の身柄取り返しを依頼したが、その夕方、仲村は下地仁屋が川端で撲殺されていると報告してきた。警察署員が困惑しているところに、まったく偶然に那覇から安樂警部を乗せた各島巡視の汽船大有丸が入港してきた。署員の報告をうけた安樂は那覇に引き返して、本署に報告した。事件の処理のために二等警視園田安賢が四十五名の巡查をひきいて宮古に到着したのは、八月三日であった。園田は翌日から暴徒の尋問を開始した。この尋問は峻烈をきわめた。「宮古史伝」は、警察が「当時の頭を初め諸役人を蔵元に召喚拘置し」て、真相を糾明するとともに「新制度に服従せしめる目的」をもって拷問にかけ、「諸役人叫喚の声」が響いたと述べている。⁵⁸ 旧藩吏側は下里村士族下地仁屋（被害者と同姓同名）を「暴動の発頭人で下手人」として自訴させて、追求が幹部におよぶのを阻止しようと画策したこともあったが、厳しい取り調べの効果があつて、八月中旬までには大方の首謀者と従犯が判明した。この段階で拘留された者も多くが釈放されたが、首謀者の一人と目されてひきつづき拘束されていた旧藩吏真栄平親雲上は、「真田の紐を大鴨居にうち懸け、それに手拭を結びて自ら縊れ」た。それ以外の者は、しかるべく捕縛され、あるいは説諭されて、八月下旬までには事件の捜査は一段落した。園田は「爾後改心恭順の実効顕るるに非ざれば、旧藩王に対しても亦其罪輕きに非ざるべし。故に新政の命令を遵奉し、時勢の未前を遙察して、方向を誤らざる様可被致」という論告文をしめして、二三日、那覇にむけて出港した。⁵⁹

以上が新聞記事にもとづく事件の概略である。⁶⁰ 問題は、この虐殺事件に参加した民衆が、どの程度自発性をもっていたかということであった。供述の内容として新聞がつかえるところによれば、最初の三人が「木の丸太」で被害者を殴りつけたあとは「誰彼となく斧又は棒片にて突き立て敲き立てニヤ（仁屋）の躬は細碎となり肉は醋の如くに」なつたという。誓約書への署名それ自体は、「強威をもて嚇し附けて」という表現からも、村ぐるみの行動で、共同

体的強制によるものであったろうが、殺害行為においても同様だったのだろうか。

この疑問にたいして示唆をあたえているのは、一〇月一日付で、盟約に名をつらねた者が提出した「謝罪書」である。これは、廃藩の際に「大に不良心を生じ……徒党致箇の誓約を構結」して明治政府に反抗を企てたことを謝罪し、寛大に処遇されたことを感謝したうえで、「依つては、各自奮発、一層旧来の悪弊を洗除し、愈益大政府へ報義謝恩のため、かつ前非悔悟の赤心を顕し可奉ため、将来如何なる命令をも違背仕間敷」と誓約するものであった。⁶¹この謝罪書の文面は、おそらく県庁の指示によるものであろう。それへの署名が、藩王尚泰の行動に同調してなされたのであれば、民衆は指導者にしたがって投降したと考えることもできるが、しかし、そうではなかった。尚泰が明治政府の命令にしたがって上京したのは血判誓約書が琉球各地に普及するまえの五月末であり、彼が側近の富川親方（うえーかた）と浦添親方に書簡をおくつてこの血判誓約書のことと言及し、「下民の致方に候はは不相構候得共、役人之契約と申候得は、事に因り藩王江も可相懸」と述べて保身をはかったのは一〇月八日であり、抵抗運動を非難する声明を発して、「其後（政府の）御規則に不振様厚く注意可有之候」と述べたのは、さらにその後である。我部政男は、尚泰の声明について、「尚泰の挫折と変身は……王府への服従を解除し、明治国家すなわち、統一権力への服従の転換を宣言するものであった」と指摘している。それはその通りだが、抵抗運動への民衆の参加は、藩王の「敗北宣言」をまっけて、ようやく終止符をうったのではなかった。⁶²この事実を、民衆が、村落共同体の内部の論理で行動していたことを示唆している。その共同体を動かしていたのは封建的支配階級たる士族であり、彼らの影響力は、年貢を納められない農民に死を選ばせたものと同じ、凄惨な制裁による強迫に裏付けられていた。しかも、宮古の村民にとってこの強迫は、十数年前の波平恵教の刑死の記憶によって、一層効果的だったと考えられる。民衆が支配者の視線を意識していたからこそ、「誰彼となく」犠牲者に凶器をふるうという状況がおこったのだ。しかし、そ

これは、やむをえざる服従によるものにすぎなかった。下地仁屋を共同で虐殺したのちには明治政府への忠誠を誓うという、この民衆の方針転換の振幅の大きさと速さは、それを見事にしめしている。彼らの支配者があらたな支配者によつて排除されたときに、民衆は、おそらく何のためらいもなく、謝罪書に署名したのであろう。

この推測に係する事実がある。それは、捜査が進行中であつた八月中旬におこつた疫病の蔓延である。園田は上司にあてた報告書のなかで、八月一三日に乗船の大有丸の船長が「流行病」にかかつて死亡したのをはじめとして、日増しに多くの島民が発病し、一三日頃から一〇日程のあいだに「死亡せし者幾拾人か或は百人以上に到りし哉相分かり不申、号泣悲歎の声は四方耳を掩ひ、実に名状す可からざる次第」だつたと述べている。この事態にたいして、園田の一行は取調べの合間に、旧村役人をよびだして「予防法及び消毒法等を相□し、患者あらば薬を乞ひに参る様可相達」伝えたところが、「内地人を敵視」していた村民の態度が変わり、「那覇辺同様乞薬者日に多きに到」つた。それまで薬らしい薬をあたらされたことがなかつた村民には、この薬は「効著しく」、多くの者が治癒したというのである。園田は、「流行病の為相止り、尽力致度」と思ったが、事件の取調べもあつて、出張してきていた警察医にあとを委ねて那覇にもどつてきた。⁶³園田の報告書は、民衆のなかであたらしい支配者の像がどのように作られていたかを、如実にしめしている。民衆は、はじめ「近代」と接触したのである。あらたな支配者としての明治国家の警察は、彼らが知っていた腐敗した官吏ではなく、規律のいきとどいた強力かつ信頼にあたいする支配者であつた。薬を乞いにくる者が日増しにふえたという記述は、それを暗示している。しかも、それは宮古にかぎらず那覇でも同様だつたというのである。

結局、首里王府は、処分にたいする抵抗運動が民衆暴動として暴発した宮古においてさえも、民衆を威圧してはいだが、把握してはいなかつた。警察が偶然の機会に民衆の信頼をえることができ、暴動に参加した民衆が日ならずし

て政府に忠誠を誓う文書を提出したという事実は、そのなによりの証左であろう。そして、この事件が終結したのち、「全県下にひろがっていた同趣旨の血判誓約書は、新権力機構の弾圧をおそれてすべて焼きすてられ」、民衆をまきこんだ抵抗闘争は完全に鎮静したのである。⁽⁶⁴⁾

おわりに

江戸幕府が鎖国を完成したのは、琉球王国が薩摩の侵略をうけてから三〇年後のことであった。鎖国によって、幕府はヤマトを「キリシタンの『世界システム』」から隔離し、国内統治システムの安定をはかった。それとともに、琉球もこの鎖国体制の内側に組み込まれて、「世界システム」から分離されることになった。あらたな閉じられた世界のなかで、琉球は薩摩／ヤマトとの関係を模索することになった。その模索に明快な回答をあたえたのが向象賢であり蔡温であった。彼らは、有能な協力者として、薩摩との円滑な関係をきずき、同時に薩摩的な方法で王国の改革をすすめた。この近代帝国主義がもつ協力システムと同等な薩琉関係は、薩摩が王国の社会的風俗的同化をもとめなかつたために、一層安定したものになった。琉球王国がもつた協力システムは、こうして、薩摩への従属関係と王国の内的構造とのあいだに介在して、両者を連動させないという役割をはたした。民衆的な排外運動がおこらなかったのは、それが十全に機能したことを示唆している。王国の社会は、鎖国と協力体制とによって、いわば二重に世界システムから隔離されたことになる。

皮肉なことに、薩摩との関係を安定させたこの隔離状況は、首里王府の対外的な情勢認知力を極端に減殺した。王

国をとりまく状況が固定していた時期には、それはほとんど問題ではなかったであろう。しかし、一九世紀になって清帝国の衰退が表面化し、西欧のアジア進出が本格化し、すでに百姓一揆で「そろりそろり」と揺らいでいた幕藩体制が急速な崩壊過程に突入すると、王府のこの能力のなさは琉球王国の進路に決定的な影響をおよぼすことになった。幕府が内憂外患にとらえられて政策能力を衰えさせていた時期は、琉球王国も農村の疲弊が極点に達していた時期だが、同時に、それまでの体制を一転させ、ヤマトとの関係を変革する好機でもありえた。しかし、首里王府はヤマトの激動にも気づかず、ただ薩摩との関係の維持にのみ関心を集中させた。王府は、向象賢、蔡温という有能な協力者を継ぐ者を欠いて、状況認識のみならず政策立案にかんしても力を喪なっていたと言わなければならない。しかも、社会の指導的部分を構成していた士族層も、あらたな情勢に対応すべく体制の変革を唱える者を輩出する力をもたなかった。

状況がヤマトほど深刻ではなかったというのではない。状況は、与人であった波平恵教に王府を捨てさせるほど深刻であった。王国の上層部に欠けていたのは、本多利明や会沢正志斎が抱いた危機意識ではなかったか。本多や会沢を突き動かした危機意識は、農村の疲弊に発したものであるというよりは、恐るべき外敵として姿をあらわした外国船によるものであった。彼らの危機意識は、世界システムの圧力を支えるべく閉ざした境界が、外側から押し開かれるのを見る者のそれであった。しかし、琉球のエリートが見たのは別の光景であった。外交権を奪われて幕藩制国家の体内にとりこまれていた琉球王国を囲むものは、王国の境界ではなくヤマトの境界にすぎなかった。このことは、首里王府のみならず王国の臣民一般から、対外的危機を認識する機会を奪ったと思われる。王国が認識しえた危機は、内的なものにすぎなかった。この認識における制限は、ヤマトにおけるような改革者集団の出現を抑制し、同時に、内的状況にたいする王府の側の危機意識をも抑制した。近代中央集権国家を構想させたものが、危機にたいしてそれを解

決しようとする意欲だとすると、このような意欲は琉球では誕生する条件を奪われていたことになる。

首里王府の支配体制が盲目となり無力化していくなかで、間切の民衆は困窮の度を深め、支配機構にたいする不信あるいは無関心を強めていった。民衆のなかで王府の存在が積極的な意味をもたなかったという事態は、彼らのなかで一個の間切や村をこえた沖縄という、外部世界と対峙すべき領域にたいする帰属意識が芽ばえることを困難にした。それは、あらたに近代中央集権国家として再生したヤマトの権力が、沖縄の民衆を掌握することを容易にしたであろう。こうして、沖縄における国家的帰属意識の萌芽は、明治国家への帰属意識として形成されたのではないか、という仮説を提示することができよう。沖縄におけるヤマト化現象の始点は、そこに求められるのではないだろうか。

- (1) 『琉球新報』、一九九〇年七月一七日。
- (2) 紙屋敦之「薩摩の琉球侵入」、『新琉球史』上、琉球新報社、一九八九年、六六ページ。
- (3) 紙屋淳之「幕藩制国家の琉球支配」、校倉書房、一九九〇年、一六一ページ。
- (4) 『沖縄県史料』前近代一、四七ページ。
- (5) 金城正篤『琉球処分論』、沖縄タイムス、一九七八年、一一四―一一五ページ。
- (6) 我部政男『明治国家と沖縄』、三一書房、一九七九年、二五〇ページ。
- (7) 『沖縄県史』一一巻、七三ページ。
- (8) 『平良市史』第四巻、五七ページ。
- (9) 同書、五五―五六ページ。
- (10) 我部政男、前掲書、二五〇ページ。
- (11) 稲村賢敷『宮古島庶民史』、一九五七年、四二九―四三〇ページ。

- (12) 同書、四三〇ページ。
- (13) 同書、四三八ページ。
- (14) 『沖繩県史』第二巻、一三三ページ。
- (15) 稲村賢敷、前掲書、四三五ページ。
- (16) 同書、四三八ページ。
- (17) 信夫清三郎『日本政治史』I、南窓社、一九七六年、六六一―六九ページ。
- (18) 信夫清三郎『江戸時代——鎖国の構造』、新地書房、一九八七年、一五八―一五九、一六二、一六四ページ。
- (19) 信夫清三郎、前掲、『日本政治史』I、七八―八一ページ。
- (20) 同書、九三―九四、一三〇ページ。
- (21) 同書、一五五―一五八ページ。
- (22) 同書、一五八ページ。
- (23) B・バディ、P・ビルンボーム(小山勉訳)『国家の歴史社会学』、日本経済評論社、一九九〇年、一〇九ページ。
- (24) 同。
- (25) 大熊良一『異国船琉球来航史』、鹿島出版会、一九七二年、五〇ページ。
- (26) 同書、四三ページ。
- (27) 同書、四〇―五一、七九―八二ページ。
- (28) 同書、一一―一二三ページ。
- (29) 信夫清三郎、前掲、『江戸時代——鎖国の構造』、三八〇ページ。
- (30) 『東恩納寛惇全集』第二巻、第一書房、一九七八年、二二七ページ。高良倉吉、「向象賢の論理」(『新琉球史』近世編(上)、琉球新報社、一九八九年、一六五―一六六ページ。なお東恩納寛惇は大正期から第二次世界大戦直後にかけて活躍した文学者・ジャーナリスト・社会主義者であり、沖繩学についても大きな業績をのこしている。
- (31) 『東恩納寛惇全集』第二巻、前掲、二二二―二二三ページ。
- (32) 『沖繩県史料』前近代一、四五―四六ページ。
- (33) 梅木哲人「近世農村の成立」(『新琉球史』近世編(上)、琉球新報社、一九八九年、一八九―一九〇ページ)。

- (34) 同論文、一八五ページ。
- (35) 『沖繩県史料』前近代一、四八ページ。
- (36) 大橋英寿、「沖繩シャーマニズムの歴史——ユタ禁圧の諸相と背景」(東北大学文学部研究年報三二号、一九八三年、九九ページ)。
- (37) 高良倉吉、「向象賢の論理」(『新琉球史』近世編(上)、琉球新報社、一九八九年、一七六一—七七七ページ)。
- (38) 『東恩納寛惇全集』第二巻、前掲、二二四ページ。
- (39) 高良倉吉、前掲、「向象賢の論理」、一七二—一七七ページ。
- (40) 梅木哲人、前掲、「近世農村の成立」、一九七七ページ。
- (41) 崎浜秀明『蔡温全集』、本邦書籍、一九八四年、一六六ページ。
- (42) 高良倉吉はこの箇所を、「薩摩に感謝すべきだ」という趣旨の薩摩の目を意識した「奴隷の言葉」だと解説するが、それは理解しにくい。なによりも、一国の宰相ともあろうものが、イデオロギー教本として民衆に流布させようとする文章を奴隷の言葉で書くはずがない。高良倉吉『御教条の世界——古典で考える沖繩歴史』、ひるぎ社、一九八二年、一九—二〇ページ。
- (43) Ronald Robinson, "Imperial Theory and the Question of Imperialism after Empire" (R. F. Holland & G. Rizvi (eds.), *Perspectives on Imperialism and Decolonization: Essays in Honour of A. F. Madden*, London, Frank Cass, 1984, pp.47-48.)
- (44) Charles Reynolds, *Modes of Imperialism*, Oxford, Martin Robertson, 1981, p.1. ノイソンのこの議論は、ギャラガー John Gallagher とロウソンの一九五三年に自由貿易帝国主義の議論を提示し、一九六一年にフィールドハウス David K. Fieldhouse がロウソンとレーニンの議論を批判して以来、帝国主義政策と帝国主義本国の国内的経済とを直結させることを拒否して、機能主義的・関係論的な方向に発展してきたイギリス帝国史研究からみれば、特異なものではない。cf. John Gallagher & Ronald Robinson, *The Imperialism of Freetrade*, (The Economic History Review, 2nd series, Vol.6, No.1, 1953); *Imperialism: An Historiographical Revision*, (The Economic History Review, 2nd series, Vol.14, No.2, 1961)
- (45) Ronald Robinson, 'Non-European foundations of European imperialism: sketch for a theory of collaboration' (Roger Owen & Bob Sutcliffe (eds.), *Studies in the theory of imperialism*, Harlow Essex, Longman, 1972, pp.120-121.)
- (46) *Ibid.*, p.120.
- (47) 紙屋敦之、前掲、「薩摩の琉球侵入」、五三、五九—六一ページ。

- (48) 同論文、六六ページ。
- (49) 同。
- (50) 我部政男、前掲書、二八、八二―八三ページ。
- (51) 『平良市史』第四卷、一六ページ。
- (52) 我部政男、前掲書、八二ページ。
- (53) 『平良市史』第四卷、一七ページ。
- (54) 稲村賢敷、前掲書、四五〇ページ。
- (55) 同。
- (56) 『平良市史』第四卷、一〇ページ。
- (57) 同書、一〇―一六ページ。
- (58) 我部政男、前掲書、二四二ページに引用。
- (59) 『平良市史』第四卷、一八一―一九ページ。
- (60) 『宮古島庶民史』もこの事件を伝えているが、新聞記事とはかなりの食い違いがあつて、どちらが真実に近いかはにわかには判断がつかない。しかし、ヤマトの支配にたいする不服従闘争を誓う血判誓約がおこなわれ、それに反した者が群衆によつて虐殺されたという点では違ひはない。稲村賢敷、前掲書、四五〇―四五二ページ。
- (61) 我部政男、前掲書、二三五ページに引用。
- (62) 同書、二四五ページ。
- (63) 『平良市史』第四卷、二二―二三ページ。
- (64) 『沖繩県史』第二卷、二三ページ。